

令和6年度5月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結ホール 令和6年5月23日
午前9時～

2. 出席者
農業委員（13名）

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 今井委員 東委員 榮委員 山田（定）委員，
山田（兼）委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員 三島委員

推進委員（1名）
久富委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第6号	農用地利用計画変更に関する承認について
議案第7号	農地法第3条の規定による許可について
議案第8号	農地転用事業計画変更申請について
議案第9号	農地法第4条の規定による許可について
議案第10号	農地利用集積計画（基盤法）の作成について
議案第11号	農用地利用集積等促進計画（中間法）の作成について
議案第12号	農地のあっ旋申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

合意解約に関する報告

5. その他

（1）農業委員会大会について

（2）次期総会について

日時：6月21日（金）午前9時～

場所：和泊町役場（結ホール）

議案提出締切日：6月14日（金）午後5時

議案発送日：6月17日（月）午後1時30分～

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希

事務局主査 先山 照子

制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので、これから始めたいと思います。

本日の出席人数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。それでは、ただいまより令和6年5月期和泊町農業委員会定例会を開催します。

はじめに会長の挨拶をお願いいたします。

○野村会長

おはようございます。

松田委員が島外にいるということで、本日欠席です。

今月の11日に国営の土地改良推進会議の中で沖永良部土地改良区に耕作放棄地がたくさんあるとの文面がありまして、これはおかしいなと思って、こちらの事務局に聞きましたら和泊町ではなくて知名町ということでしたので、安心しました。

それで、昨日一昨日、局長と2人で鹿児島での会長の総会、局長会長の総会に、出席しました。半日ぐらい講習を受けましたが、あまり記憶に残っていません。地域計画のことを重ね重ね話していました。他にはタブレット利用の件、あと登記の件、相続、国に預ける、などの話を一生懸命していました。またどこかでそのお話がくると思います。お願いします。

以上です。

○先田局長

はい。ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。

○野村会長

よろしくお願いします。では議事録署名委員を指名したいと思います。山田（定）委員、榮委員と私でいきたいと思います、よろしいですか。

（異議なしの声）

それでは議事に移ります。久富委員が来ていますので、議案の11号から先に行きたいと思います。説明をお願いします。

○名越係長

14ページをお願いします。申請番号1番、国頭外俣〇〇。畑。面積4,438㎡。公社を通じまして、〇〇氏の畑を、〇〇氏が借ります。新規の契約になります。契約期間は6年間で令和6年8月1日からとなります。

続いて申請番号2番、手々知名アムル〇〇。畑。3,800㎡です。新規の賃貸借になりまして、〇〇氏の畑を喜美留、〇〇氏が借ります。契約期間は令和6年8月1日からの6年間です。

申請番号3番、和泊大赤平〇〇。畑。面積4,521㎡。他2筆、全部で3筆。全面積8,104㎡です。こちらは更新の賃貸借契約になりまして、出花の〇〇氏から出花の〇〇氏への賃貸借です。契約期間は令和6年8月1日からの6年間です。

申請番号4番、喜美留阿茂留〇〇。畑。1,778㎡、他20筆、全部で21筆。面積37,259㎡です。こちらは、新規の契約になりまして喜美留〇〇氏から、和泊の〇〇氏です。契約期間は令和6年8月1日からの6年間です。

申請番号5番に西原〇〇。畑。1,773㎡。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、西原の〇〇氏の畑を西原の〇〇氏が、令和6年8月1日から6年間借り上げます。

続いて申請番号6番、出花曲窪〇〇。畑。1,658㎡。他4筆、合計5筆。全面積8,944㎡。こちらは更新の契約になりまして、手々知名の〇〇氏から、西原の〇〇氏です。契約期間は令和6年8月1日からの6年間になります。

次のページ，申請番号7番，出花竹山〇〇。畑。1,536 m²。こちらは新規の契約になりまして手々知名の〇〇氏の畑を手々知名の〇〇氏が，令和6年8月1日からの6年間，契約をします。では審議お願いします。

○野村会長

14 ページからいきます。1 番，東委員何かありますか。

○東委員

はい。あっせん名簿に従って発言をします。〇〇氏は，これからご主人と2人で農業やっていかれるということで，農業する人が1人増えますので，畑の面積も増やしたいとこちらを借りることになりました。

○野村会長

旦那さんは農協職員じゃなかったですか。

○東委員

農協職員でしたが退職されたみたいで，農業されるということで面積を増やしたいと仰っていました。以上です。

○野村会長

はい。また，これに対して質問ありますか？質問は無いようです。何かありますか。

私から質問があります。〇〇氏になっているけど，これは免税交付とかはどうなっていますか。

○名越係長

相続登記できていなくて，代わりに奥さんが代表で契約書に記入致しました。

○野村会長

2 番目。早川委員は出席していないので，なにか聞いていますか。

○大里委員

はい。説明します。

〇〇氏は神戸から帰ってきました今おじさんの畑をじゃがいも中心に頑張っている方で，もっと面積を増やしたいということで，話を持って行って，大丈夫じゃないかなと思っております。よろしくお願いします。

○野村会長

はい。そういうことです。

○大里委員

〇〇氏が去年，新規就農者で計画書を出したあと，あっせん申出も出してある。本人もそういうふうにもう切り換えていくとのことで話をしています。

○野村会長

はい，その次までお願いします。

4 番。

○大里委員

〇〇氏の畑はですね、〇〇氏がされていますけど、これ新規になっていますけど、もう何年も前から使っているみたいで、一応連絡して確認すると、長い間やっていますので、新規ではありませんと、本人はそういう気持ちでいるようです。

○野村会長

みなしの解消ですね。

はい。次、5番目久富さん。

○久富委員

〇〇氏の畑は前回〇〇氏がやっていましたが、もう体の調子が悪いので畑の縮小をしたいとのことで、〇〇氏の畑の場所がちょうど〇〇氏の家の前からしか通れなくて、〇〇氏が使いたいってことで出させていただきました。

○野村会長

はい。わかりました。

○川畑委員

次最後右のページ。

出花ですけど、こちらの〇〇氏は亡なれまして弟さんが畑を継いで管理していましたが、高齢になってできないとのことで誰か違う方に貸したいとのことで、〇〇氏が借りるということになりました。この相続過半で〇〇氏が、契約者となっています。

みなしの解消になります。

○野村会長

以上ですけど、それぞれ他に質問はないですか。

○川畑委員

すみません。ちょっといいですか。

審議申請番号6番の曲窪の畑ですけど、ここのあっせん委員が川畑になっていますが実際の地主さんは、手々知名の方で借りる人は西原の方です。多分久富委員とか、他のその方が印鑑もらうなり活動していると思います。

ですが表に出てくる土地が私の管轄なので川畑委員ってなっていると思います。ですが少し引っかかっていて、自分が活動したことに関しては、責任持もてるのですが、こういう風に名前が載ると記憶はないですが記録だけは残っていて、後に何かあったときに混乱を招くのではないかな。皆さんの意見とかどんな感じなのか聞きたいなっていうのと、このあっせん委員は、売買の時って必ず複数人で動きますから実際に活動した人もここに載せたらどうかと思いますながら、検討した方が、後々問題が出てきたときに、対象が困らないと思って、ちょっと提案させていただきます。どうですか皆さん。

○野村会長

久富委員あなた印鑑をもらったの。

○久富委員

受人の分だけはもらいました。

○川畑委員

多分手々知名もどなたかが動いていると思います。

○野村会長

これ基本的には畑を借りる所の担当者が全てする事が基本になっていますよ。土地ではなくて。お互いで借りられる人の方でやるということになればそれはそれでもいいのですが、基本は借りる人の住所の農業委員がやるようにお願いします。

○大里委員

借りる人の住所ですよ。土地は手々知名になっていますよね。〇〇氏の場合、だから、早川さんに聞いてもあまりピンとこないと思います。それなので所有者の住所でも統一してやった方が、その話もやりやすいし、今のままであったら誰って言われる可能性もありますよ。だからその辺もちょっと考えてもらいたいなと思いますけど。

○川畑委員

実際活動で推進の活動は印鑑をもらった人は自分の実績として残しますし、でも実際にこの議案に違う人の名前や事柄があると混乱しますので。

○野村会長

川畑委員は先程の事柄は全然知らないということですね。早川さんがやっていたという事ですか。

○大里委員

いや、それは進めたのですよね。

その印鑑もらいに行っているのだったら、土地が結局手々知名になっているのであっせん委員は早川さんという形になっている。

○野村会長

早川委員も印鑑もらっているのですかね。僕は全然処理できてないかなと思います。

何か考えありませんか。アイデアがなければ、これから先、基本的に借りるとのところで、処理をすると。だけど印鑑は相手のところの農業委員もその場でやってくださいとか、印鑑貰ってくださいとか、そういう方法に持っていけばどうですか。

○川畑委員

今もやっていますよね。

それがあから、実際にここの会に出てくるのは、今回みたいに違う名前で上がってきますよ。

○野村会長

ある程度やっているならいいけれど。川畑委員は何もやっていないのに名前があがっているからどうしてかという事ですよね。

○川畑委員

はい。実際に後で見返したときに、私が担当だとしても自分は記憶がないし、後になって困ります。

ですからここにその活動した人の名前を入れてもらえば印鑑はそれぞれもらったのだと、納得できると思っています。

○先山主査

あっせん委員は実際に動いた人があっせん委員ですよ。農地は別として。でも情報としては、農地のある担当者も知るべきですよ。その辺は必ず情報交換して、そしてこういう総会にでたらいいのではないかと。担い手のみ農地集積交付金関係の場合は、その担当地区で新規の場合が集積ですのでその辺はご勘弁くださいってことですけど、自分が一生懸命印鑑もらったけど、担い手さんが借りるところだからってということで印鑑をもらっていますが自分の担当地区じゃない農地の場合も、その辺は、お互いに把握できるように。

○川畑委員

連絡を密に取って欲しいと言いますが、実際連絡ができてないのも事実ですよ。

○先山主査

だからやってください。

○川畑委員

資料に名前を入れることはできますか。

○先山主査

はい。問題ないです。入れたほうがいいですよ。これ、あっせんしたのは川畑委員じゃないですよ。

○川畑委員

はい。そうなので、その時に印鑑をもらって2人の名前を入れていたらすごく私も安心だし、結構連絡もとやすいかな。でないと誰がやっているかも憶測になりますので。手々知名だったら早川委員が西原だったら久富委員って思うけど、わかりません。実際に、動いて印鑑もらった人の名前を入れてもらえると、とてもわかりやすく、連絡もしやすいかと思うので。

○先山主査

どうでしょうか。川畑委員はこの件に関しては、畑の確認も何もされてないって事でしょうか。

○川畑委員

畑はしょっちゅう見るから場所もわかっていて使っているのもわかっていたんだけど。実際に契約したのだと、議案が上がってきて知りました。多分、もう久富さんと早川委員がしてくれているという思いもあって。でも私の名前で、あがっているなと思うところもありました。

○村山委員

ただその担当地区の中で、自分が知らないうちに人に貸されていたとか、結局その借り手側の委員が出していたわけですよ。それなので動いた人たちから何でこうなったのとかね。近くで借り手もいっぱいいるのに、なぜ集落の人に優先的にできなかったのとか。貸して、手続きが終わってから後に問題が発覚したりして、結局借り手側がやることにしても、その担当地区の者に連絡なり情報共有はやはり必要だと考えていますけど。

そういうことで、こういったところは川畑委員が提案したように、それはそこに記載した方がわかりやすいのではないかなと思います。

○大福委員

この総会資料に載るあっせん委員は主契約の書類に判子を押した人の名前を載せるべきで判子がなかったら載せるべきではないと。判子を押した人のみ載せなくてとは。

○名越係長

公社だからそうなのですよ。3枚複写の契約書だとあっせん調書があるので、必ず皆さんにお名前を書いてもらいますが、公社の場合はないので、何かこちらで後からあっせん委員のお名前をこちらで書くスペース作るなりしないと。あっせん調書のようなものを作り実際に活動した方の名前をこれに載せてもらえば結構連絡しやすくなるのではないですか。

○先山主査

最終的にあっせん調書を作るという事ですか。

○名越係長

対応策として作らなくては今回のような状況になってしまうと思いました。

○先山主査

何かあっせんをしたという事ですから本来は作るべきかと。公社もつけたほうがいいですね。

○川畑委員

全部につけたらいいですね。

○野村会長

はい。そういうことでいきたいと思います。

質問がなければ1番から7番まで採決をしたいと思います。許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので許可をします。

それでは次。1番からいきたいと思います。議案の第6号、農用地利用計画変更に関する承認について、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による農用地利用計画の変更についての申し出をしたので、審議をお願いします。

説明をお願いします。

○先山主査

2ページをお願いします。農用地利用計画変更申請明細。整理番号1、用途変更。土地の所在が玉城字西コハナ地番〇〇。地目畑。面積1,354㎡のうち、89.06㎡。1筆の一部になります。こちらは申請人が所有者〇〇氏から借りている小作地になります。申出人は和泊町大字玉城にお住いの〇〇氏。変更理由は、農産物の販売、また、農産物の加工及び加工されたものを販売するという目的です。現地の書類が貸借となっています。

こちらの貸人が、埼玉県にお住まいの〇〇氏。対価はこちらがもともとは機構法で貸し借りの契約をしています。今回もそのものに対してはもうそれでいいとのこと。

農用地利用計画変更とは、説明いたします。

新しく入った委員さんは分かりづらいと思いますので、何度が研修会をしていきたいと思います。簡単に説明したいと思います。

皆さん今日配りましたリーフレットをご確認ください。

2つありますね。

農地転用と、農業振興制度のあらまし。私が説明するのは農業振興制度のあらまし、ピンク色です。裏の方めくってください。このページに、農業振興地域制度の概要っていうのがあります。

ますけれども、説明を読ませていただきます。

農業地域農業振興地域制度は、①農林水産大臣が農用地等の確保に関する基本指針を策定します。まず、国が基本指針を策定します。そして②都道府県知事が、農業振興地域整備基本方針を策定。そして、農業振興地域を指定します。そして、③農業振興地域に指定された市町村。和泊町も指定されています。

農業振興地域整備計画を策定することにより、国、都道府県、市町村が一体となって、優良農地を確保するとともに、農業に関する公共投資などの農業施策を計画的に実施することとしています。まず基本はこの計画があつて、色々な事業がされます。農用地区域内じゃないと事業もできない。国の色々な投資がありますよね。これがまず基本になっています。これが策定されて、右側の 7 ページ目。農業振興地域整備計画という風を書いてありまして、現農業振興地域整備計画は、農業の利用を確保すべき土地の区域を農用地区域として設定し、当該区域において農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために、市町村が定める総合的な農業振興の計画です。

どのようなところであるかということ、農業地農用地利用計画を作りますが、農用地区域の設定、今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地を設定、そして農用地区域。土地の農業上の用途の指定を計画しております。現在、どのようなところかということ図があるので、1 番左端が、農業振興地域ということで、わかりやすく図が示されています。すべて農地で農用地区域の設定 10ha 以上の広がりがある所、今後農業事業投資をしていく所すべて農用地区域内に設定してくださいとなっていますので、和泊町の場合はほとんどの農地が農用地区域に定められています。農用地区域とはというのが次のページですけれども、農用地区域に設定すべき土地は 10ha 以上の集団農地、そして土地改良事業対象地、土地改良施設用地、農業用施設用地。下には農用地区域の土地の用途区域という区分があります。農用地区域の中でも、区分が分かれていまして、1 つが農地、そして採草放牧地で混牧農地。あと、農業用施設用地というように用途を区分しています。今回上がってきたのは、農業用施設になります。

ですので、この計画を変更するということで、軽微変更という形で今やっていますけれども、もし農用地区域の用途が畑と農業用施設以外の場合、例えば家を建てる、農業の施設ではない資材置き場とか駐車場にするなど、農業が関係ない転用をするときには、そこを除外します。ですが今回は農業用施設で上がってきていますので、用途を変更すると、農用地区域からは抜かれないですが、用途を変えますよってここは農地ではなくて、農業用地に変えますよという申請。これは県の方が農業振興の地域計画を指定していますので、一応県の方も同意を得ないといけないので、農業委員会の定例総会で皆さんに承認していただいた後は、県の方が協議をします。そして、県からいいですよと、同意しますということであれば、本来ならばこの和泊町の農業振興地域整備計画をするっていう形なので、この部分だけは用途を変えますよと決定公告ということで掲示板に公告します。

用途変更の場合は、それだけです。ですが、除外の場合。農用地から抜きますよという時、そういう時は 1 ヶ月間縦覧広告をします。そして何も異議申し立てがなければ、もう一度なかったですよと県の方に協議をして、県がいいですよということで、決定公告を最終決定するのですけど。ですので、今回用途変更なので別に縦覧期間は必要ないです。用途変更なので決定公告をしますが、ここが土地改良事業している場所なので、その場合は必ず県に協議してください。

土地改良で基盤整備、珊瑚礁排除事業は昭和 40 年頃にしてあるところです。基盤整備の方は 8 年経過すればいいのですが、こちらは畑かんも来ているので、もう一度この辺は県とも協議しないといけないところかと。ですが、一部を使うので、それも 87 m²と本当にごくわずかですので、そこまで農地の大部分が残って畑かんに関しては問題ないですよということで、土地改良区からの意見をいただいています。町の耕地課の方や JA から今後問題ないとのことで回答いただいています。今回は用途変更なので一応今説明いたしました。その地図の道路側ですね。そちらにコンテナを置いて、入口がちゃんと手配ができるように、左端の方においてですね。13m ぐらいあります。横に置いて、6 m ぐらいの感じで設置をして、今までちょっともったいないが捨てていた物を加工して販売したい。

この後に本来なら、農地以外のものにする時には転用っていうのがあるのですよね。ですが、面積が 200 m²の場合は転用不要案件です。今回はこの用途変更だけ通して、県に通します。

今回はそれで以上です。

○野村会長

質問ありますか。

私が聞きます。何でこれ今出てきたのでしょうか。コンテナ置くからですか。

この方たちはもう何年も無人販売しているのでそれでは送ってこないだろう。

○先山主査

本来ならこの無人で販売しているのもいけないのですよ。

今回用途変更を転用は必要ないです面積的に。なので、農業振興地域整備計画の担当地である農業委員会に今回みたいに予定変更で出していいただければよかったのですが、でもまあ今回こうして上がってきているので、今、販売の場所もちょっと加工したのを販売したいということです。

○野村会長

加工及び販売をするってことですか。

○先山主査

年間通して売りたいとの事です。1月から3月がフルーツトマトそのあと3から9月までは加工をして販売する。ピーマンなどの野菜、バナナなども販売していく。

○野村会長

現場で加工ではないですね、どこかで加工して売るときは販売だけをする。加工となってますが実際にその場での加工ではなく。今加工品を売るとその中の分析をして、形状提示とか、表面に出さないといけないと思います。販売する時は何を使ったか全部書いてありますよね。加工品を販売するときは必ずそれ明細書かないと駄目なのではないですか。

これをどうですか、許可してよろしいですか。

挙手をお願いします。

(全員挙手)

皆さん賛成ですので許可したいと思います。

議案の第7号。農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。

説明をお願いします。

はい。

○先田局長

申請番号1番、所有権の移転になります。所在が国頭宇宗〇〇。畑。農振農用地になります。面積が、875 m²。渡し人が喜美留字の〇〇氏、受け人が〇〇氏になります。申請事由としまして、その他の資金、また、〇〇氏の経営規模拡大ということで、農業委員のあっせんによる売買になります。

この申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。

審議をよろしくをお願いします。

○今井委員

はい。

地図で見たらわかる通り、〇〇氏の畑の下の方と奥が〇〇氏の平帳りになっておりまして、その横を通って畑に行く形になりますので、あっせんをさせていただきました。

とりあえず〇〇氏の方はもう、そこも1面平帳りにする計画のようです。〇〇氏現在68歳。次男の〇〇氏と一緒に農業されているので問題はないかと思います。審議の方よろしく願います。

○野村会長

そういうことだそうです。
何か質問ありますか。

○大里委員

ここは国頭ですか。

○先山主査

ここまでは国頭です。喜美留と道を挟んで右と左に分かれます。

○野村会長

この境ですか。

○先山主査

そうですね。
地図の黄色が喜美留で白が国頭です。

○野村会長

何ものなければ採決をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

皆さん賛成ですので許可をします。

次議案の第8号。

農地転用事業計画変更申請について。農地転用事業計画変更申請書を受理したので、次の通り審議をお願いします。

説明をお願いします。

○名越係長

6ページをお願いします。議案第8号、農地法第4条の第1項の規定による事業計画変更申請書で、整理番号1番、計画用途変更になります。

土地の所在は、畦布の〇〇。畑。面積は1,669 m²のうちの1,302.84 m²です。自作になりまして、申請者は手々知名にお住まいの〇〇氏です。変更理由は、農業倉庫、資材置き場、駐車場となっております。この土地ですが、平成24年に畜舎等、堆肥舎を建てるということで4条の許可を受けておりました。ただ実際には周囲の反対がありまして。畜舎堆肥舎がつくれなかったもので、代わりにもうすでに立っているのですけど、農業用倉庫を建てております。

今回事後承認という形になりますが畜舎堆肥舎から倉庫の用途変更ということで、申請が上がってきましたし、願います。

○野村会長

ここは公民館の近くですか。

○名越係長

そうですね。公民館の手前にあります。

○野村会長

そういうことです。何か質問ありますか。

はい。他に質問はないですか。なければ許可をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。

全員賛成ですので、許可をします。

続いて議案の第9号、農地法第4条の規定による許可について農地法第4条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。

説明をお願いします。

○名越係長

はい。7ページをお願いします。

議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請書で、整理番号1番、根折辻石原○○。畑。1,721 m²。自作になります。

申請者は根折にお住まいの○○氏で、転用目的としては、畜舎、堆肥舎、共用車両置き場乾燥飼料置き場となっております。

次のページに、許可申請書に係る意見書があります。先に8ページの下の方の、ちょっと見にくいですが総合意見のところに、現地を確認した人ということで、山田（定）委員と、西村を名越に変えていただいていいですか。事務局は名越が確認しましたので。確認しにいきました。こちらが農用地区域内農地になりまして、経営の基準が必要になります。

農用地区域以内ですと原則転用はできないとされているのですが、農業用施設ということで、申請が上がってきました。

真ん中の方の、検討事項で1番、農地の区分と転用目的、申請農地が甲種農地、第1種農地または第2種農地である場合においてその農地を申請することがやむを得ないと認められる時のその理由ってというのがありまして、意見決定の理由で申請地は農用地区内農地であるが、許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当するので、適当と思われる。

次に集約に、建てるお金とかに関しては問題なかったということで、適当ということになっております。

3番の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、特に反対意見はありませんでしたので、なしの方になっております。

4番の申請に係る用途に遅滞なくやっている方の確実性は、確実にマルしております。

5番の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みも特にないということですので確実になっております。

6番の農地以外の土地の利用見込みとしては畑でなくて畜舎、堆肥舎、車両駐車場にしようかということで確認ということで、特になしになっております。

7番の計画的な妥当性は、畜舎堆肥舎、農用車両駐車場、乾燥飼料置き場を形成する面積として、全体で1,721 m²であり、周辺の状況及び、平面配置図により確認し、適当であると認められるということで、適当になっております。

8番の宅地っていうのは該当しないのでここは飛ばしております。

次9番、周囲の農地等に係る営農条件の支障の有無ということで、被害防除計画書等をとるための文書がついておりましたので、問題ないということでなしになっております。総合意見として、許可相当である。なお、申請地内に贈与税の納税猶予の適用を受けている農地じゃないということを確認しました、前回の2月の総会ですかね、一度上がってきたのですが、その

時に畑かんと給水栓がこちらの畑あったのですが、話し合いの結果で他の畑の方に移設するというのを沖永良部土地改良区に了承済みということでもう実際に移動してありますので、全く問題ないということです。

県の農村振興課沖永良部事務所の確認を取っておりますので問題ない。

審議をお願いします。

○野村会長

はい。質問ありますか。

私からいいでしょうか。最初の場所とは変わったのですか。

○名越係長

いえ同じ場所です。

○先山主査

2月に用途変更で上げてきたのを覚えていますか。

その時に、農業用排水施設整備がされている事から、県と協議して、申請地の畑を少し残して、畜舎をたてるのであれば、撤去する必要はありませんでしたが、しかしながらそれでは面積が小さいということで、ならばもう給水栓を撤去して、どこかに移設しないと駄目ということでして、その向かいのところに〇〇氏の畑を借りていますので、そこに移設していいと所有者に回答もらえました。今のところすべて転用する。給水栓を本人たちが撤去する事になります。

近くに既存の牛舎があるので、この人に譲ってもらえないか相談したけど駄目だということで、結構近くの方といろいろ相談したみたいです。土地改良事業がここには入ってないですね。

経営するにあたってはやはりここに畜舎を立てたら仕事がやりやすい。ただし、給水栓をここから移転するという条件の内容で転用が上がってきました。200㎡未満だったら転用許可不要案件ですが、200㎡以上なので転用が必要です。

○野村会長

何かありますか。

○山田（定）委員

2、3年したら息子さんが帰ってきますから。

娘さんも今一生懸命頑張っていますし。

○先山主査

娘と一緒に畜産されているのですか。

○山田（定）委員

朝からよく作業を家族でされているのを見ます。

下水の所で頑張っています。

○野村会長

このまま半分ぐらい残したら畑かんを残して畑として使ったら転用は必要ないですか。今回のように撤去ではなくて、残して畑じゃ使えませんか。

○先山主査

面積が減るので、またそれも土地改良区としては県に計画を変更などいろいろしないといけ

ないので、結局すごく時間がかかります。

○野村会長

時間かかるけどそれを移動はしなくてもいいのかと。

○先山主査

協議してからですね、その辺は。

○野村会長

そういうことですね。

○先山主査

国営事業の受益地の転用は国とも協議が必要となります。8年経過していても、10a未満であっても協議が必要です。そのことから畑かんのある所はなるべく農地として使ってくださいということで、極力代替地を検討してくださいと、最初にお願いしていますが、今回どうしてもここは転用したいとの事です。

○野村会長

これも県から許可が下りているならもう手を付けてもいいという事ですか。

○先山主査

まだです。転用ですと、転用の許可がおりて、あと、常設審議委員会。県の農業会議がそこまで出してそこで同意を得られたら、許可ですね。県からはもう同意はその農業振興地域整備計画の用途変更に関しては、回答が出たので決定公告を打ちました。

○野村会長

はい。質問ありますか。

なければ許可をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成です。

それでは次にいきます。

議案の第10号農用地利用集積計画の作成について。農業経営基盤強化促進法第18条、農用地利用集積計画を作成したので、次の通り審議をお願いします。

説明をお願いします。

○名越係長

はい。10ページをお願いします。基盤強化法第19条の貸借権設定についてです。申請番号1番、瀬名新田〇〇。畑。737㎡。他3筆で合計4筆、全面積6,822㎡で、瀬名の〇〇氏が亡くなられて契約者は、息子さんの〇〇氏になります。畑を瀬名の〇〇氏が10年の契約で更新の賃貸借契約です。契約日は令和6年の6月1日からの10年間です。

続いて申請番号2番、和泊下当〇〇。畑。2,903㎡。他5筆、全部で6筆。全面積13,958㎡です。こちらは法人の契約になりまして和泊の〇〇氏と、〇〇氏の契約になります。契約期間は令和6年6月1日からの3年間です。

続いて申請番号3番、和泊大工棚〇〇。畑。2,636㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、千葉県にお住まいの〇〇氏と、和泊の〇〇氏の契約になります。契約期間は令和6年6月1日からの5年間になります。

続いて、申請番号4番和泊大工棚〇〇。畑。2,044 m²。こちらも新規の契約になりまして、千葉県にお住まいの〇〇氏から、手々知名の〇〇氏への契約になります。契約期間は令和6年6月1日からの5年間です。

続いて、12ページ、申請番号5番内城石橋〇〇。畑。492 m²。他5筆、合計6筆。全面積6,581 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、内城の〇〇氏から、内城から〇〇氏です。契約期間は令和6年6月1日からの3年間になります。

審議の方をお願いします。

○野村会長

はい。それでは新規の方の説明を求めたいと思います。3番。

○加納委員

はいこれは、みなしの解消です。

○野村会長

はい。4番。

○加納委員

山田（隆）委員から聞いています。こちらもみなしの解消です。

○野村会長

5番。村山さん。

○村山委員

これは石橋の2筆は、伊延の〇〇氏が使っていましたが、もう高齢になりできないと解約をしまして、新たに契約いたしました。

それから、上前田の4筆は、〇〇氏が、後で合意解約のところで出てくるとは思いますけども、体調不良のためできないと解約いたしまして、新たに〇〇氏と契約を結びました。

〇〇氏は牛の多頭飼育をしておりますして規模拡大を図りたいということで、契約されました。

○野村会長

はい。全体でなにか質問ありますか。なければ採決をしたいと思います。許可をして、賛成の方、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員賛成です。次にいきたいと思います。

次、議案の第12号。農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要綱第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙の通り提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。

説明をお願いします。

○名越係長

20ページをお願いします。

農地のあっせん申出書各筆明細売りのあっせんです。整理番号1番、国頭芭蕉俣〇〇。畑。面積は971 m²です。農振法地域内で基盤整備は終わっておりまして畑かんはありません。申し出者は国頭の〇〇氏で、希望価格は相場です。

続いて整理番号2番、大城大久保〇〇。畑。1,928 m²他1筆、計2筆で全面積が7,227 m²です。農振農用地内で基盤整備が終わっておりまして畑かんはありません。申し出者は、大城の〇〇

氏、希望価格は相場となっております。

続いて、23 ページ買いのあっせんです。

整理番号 1 番、大城大久保〇〇畑。4,690 m²、農振区域内にあります。申請者は玉城字の〇〇で希望価格は相場です。これは 2、3 月の総会の時に保留になっていたもので再度、審議の方をお願いします。

続いて 25 ページは借りのあっせんです。

整理番号 1 番、土地の所在は大城小学校区・喜美留ということで、それぞれ 2,000 m²。申し出者は喜美留の〇〇氏で、希望価格は相場でおねがいします。続いて整理番号 2 番、土地は、内城、瀬名を希望されております。面積が二つ合わせて 40,000 m²ですね。申し出者は、和泊の〇〇氏です。希望価格は相場です。お願いします。

○野村会長

はい。

20 ページからいきたいと思います。まずあっせん委員は国頭の皆さん方、お願いします。

あっせん価格はどのくらいですか。

○今井委員

〇〇円位でお願いします。

○野村会長

あの方々よろしいですか。〇〇円から〇〇円をお願いします。

2 番目、大城と玉城の方でお願いします。山田（定）委員、榮委員いいですか。あっせん価格はどうですか。2 人相談して決めてください。

○山田（定）委員

〇〇円から〇〇円をお願いいたします。

○野村会長

〇〇円から〇〇円でいきたいそうです。

23 ページお願いします。買いのあっせんです。

これは先程説明ありましたが、3 月の時に〇〇円から〇〇円で提示はしてありますけども。そのままでいいですか。

売る方が〇〇円だと言われてこちらで変更できないですよ。

これ前も説明しましたが。我々があっせんするから初めて所得税の免税ができるのであって、先に決めていたら出来ない。

そうしたらあっせんを取り下げてお互いに決めればそれでいいのです。

前回の分で〇〇円から〇〇円でいいですか。前回あっせん委員は、大城と玉城ですけど。大城、玉城頑張ってください。

○名越係長

前回、保留になったら子供さんでどうですかという提案をして駄目でした。子供さんがこの畑を借りていたので、相談しましたが、子供さんはまだ新規就農したばかりなのでということで、〇〇氏が自分の畑を息子さんに代わり提供して、そしてここを自分で買いたい。

○野村会長

そういうことだそうです。

それでは次、25 ページ。借りのあっせんこれは大城校区の皆さんと喜美留とでお願いします。なぜ喜美留に。

○野村会長

住んでいるのが喜美留らしいです。

○野村会長

大城校区と喜美留のあっせん委員はよろしくお願いします。

相場希望価格は、喜美留はどれぐらいですか。

○大里委員

今のところ〇〇円です。畑かん料込みで。

○野村会長

畑かんありならいいですね。畑かんありで〇〇円だから。畑単体で〇〇円ぐらいか。

○大里委員

いえ、そうではなくて、畑自体が〇〇円。場所にもよりますけど、海岸が近いと南風が強い時は塩が上がってくるので、その辺はやはり考えています。

○野村会長

畑かん入っていたら〇〇円払うと。

○大里委員

そうですね。

○野村会長

これ大城校区は〇〇円ぐらいか。大体、場所によって大分違うと思うから。畑が決まらないと多分単価も出てこないと思いますので。

大城校区で〇〇円。喜美留〇〇円ぐらいが相場だろうということです。

そういうのであっせんしてください。大城校区、喜美留と広い割には面積がせまいね、2,000 m²ですか。

続いて2番目、内城瀬名が、これは内城と瀬名でお願いします。

どれぐらいですか。

○村山委員

内城は〇〇円が相場です。

○野村会長

〇〇円を基準にしましょうか。2番は〇〇円を基準にします。以上です。

何か。ありますか。何もなければ議案はこれで終わりたいと思います。

○野村会長

次報告、合意解約のところは各自でお目通しください。よろしくお願いします。

次の総会は6月21日、2階会議室で行います。議案の締め切りが14日、現地確認が17日となります。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和6年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.